

〔拾芥抄中本姓尸錄公〕

〔續日本紀二十〕天平寶字三年十月辛丑、天下諸姓、著君字者換公字、

〔古事記上〕多紀理毘賣命略○中市寸嶋比賣命略○中田寸津比賣命略○中此三柱神者、曾形君等之以

伊都久三前大神者也、

〔日本書紀二神代〕一書曰略○中皇孫○瓊瓊杵尊勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、

故猿女君等、男女皆呼爲君、此其緣也、

〔古事記中景行〕大帶日子天皇○景之御子、所錄廿一王、不入記五十九王、并八十王之中○中七十七王

者、悉別賜國國之國造亦和氣及稻置縣主也、

〔古事記傳二十六〕和氣ワケは國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、此此より以前には境岡宮段

も、多く某別葛野別、近淡海蚊野別、若狹耳別、三河穗別など其次々にも、此より下に、上として其地

を治むる人を云、名義は別借字にて、吾君兄ワケの意なるべし、此類に、君ワケ云戸ワケあり、又直直云も

云るが如し、同類を以て、凡て諸の戸ウチみな崇めて呼稱なり、さて此因に、此に云べきことあり、御

世御世の皇子等の御名、及さらぬ人の名にも、某別と云が多きカの諸國の戸の別は、某の別と

云はす、其も名意は、吾君兄ワケなり、天皇の己命の御子たちを君と名け給はむハはいかハと思

命を佐那岐阿藝と詔へ、然れども、此に擧たる國々の戸の別と、人名の別とは、本より異なり、思

ひ混ふべからず、言の意は同じければ、一物には非ず、さて万葉に、又一種の和氣あり、其は己

尊崇めて云るが、世々に云なれて、後には賤むる稱さなれると、同じことなり、漢國にて、人の汝も、名

持にて、本は稱崇めて云るが、後には賤むる稱さなれると、同じことなり、漢國にて、人の汝も、名

云は、是も本は崇めて云るが、後には賤むる稱さなれると、同じことなり、漢國にて、人の汝も、名

〔日本書紀七行〕四年二月甲子、天皇之男女前後并八十子、然除日本武尊、稚足彥、天皇○成五百城入

彥皇子之外、七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉、